

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第82期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	東京計器株式会社
【英訳名】	TOKYO KEIKI INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 脇 憲一
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03(3732)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役法務担当兼情報担当兼管理部長 土屋 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03(3732)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部経理部長 石田 直志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第81期 第3四半期連結 累計期間	第82期 第3四半期連結 累計期間	第81期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(百万円)	28,138	28,043	41,055
経常利益(百万円)	868	711	2,190
四半期(当期)純利益(百万円)	410	469	1,314
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	239	386	1,367
純資産額(百万円)	18,869	20,124	19,997
総資産額(百万円)	44,778	45,627	45,986
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	4.85	5.59	15.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	41.64	43.62	42.92

回次	第81期 第3四半期連結 会計期間	第82期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.23	1.92

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

<船舶港湾機器事業>

主要な関係会社の異動はありません。

<油空圧機器事業>

平成24年10月4日付でベトナム社会主義共和国にTOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO.,LTDを設立し連結範囲に含めております。

<流体機器事業>

主要な関係会社の異動はありません。

<防衛・通信機器事業>

主要な関係会社の異動はありません。

<その他の事業>

主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、欧州や中国等の海外経済の減速に加えて尖閣問題を巡る日中関係の悪化、エコカー補助金の終了等が個人消費、雇用、設備投資を低迷させ、景気は弱い動きとなりました。

このような状況の下、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、船舶港湾機器事業は、国内外の商船市場の低迷が続いたことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。油空圧機器事業は、プラスチック加工機械市場や建設機械市場が好調であったものの、工作機械市場や海外市場が低調であったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。流体機器事業は、官需市場での繰り上げ発注等により、受注、売上ともに前年同期を上回りました。防衛・通信機器事業は、海上交通機器市場での新型半導体レーダーの新規受注や、通信機器市場での移動体衛星通信アンテナスタビライザーの受注があったことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、前年同期比0.3%減の28,043百万円、営業利益は前年同期比20.5%減の594百万円、経常利益は前年同期比18.0%減の711百万円、四半期純利益は前年同期比14.4%増の469百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[船舶港湾機器事業]

当事業の商船市場では、国内造船所における新規建造受注の回復の兆しが引き続き見えない上に、船会社の在来船への投資控えなどにより機器換装需要も依然として低迷していることから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

内航船市場では、老齢船の代替需要は依然として低迷していることから、受注は前年同期を下回りましたが、前期に受注した火力発電所燃料輸送用タンカー向け機器が寄与し、売上は前年同期を上回りました。

海外市場では、韓国及び中国の造船所において新造船の建造受注が大きく減少し、また欧州船主による新造船の発注キャンセル、納期繰延べなども増加していることから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

船舶関連機器の保守サービスは、海運市況が低迷したものの、世界の商船船腹量の増加に伴い、部品販売、サービス工事ともに堅調に推移したことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は6,807百万円と前年同期比186百万円（2.7%）の減少、営業損失は183百万円（前年同期33百万円の損失）となりました。

[油空圧機器事業]

当事業のプラスチック加工機械市場では、中国等の東アジア向けを中心とする海外需要が減速したものの、国内需要の回復やタイ洪水の復旧需要により受注、売上ともに前年同期を上回りました。

工作機械市場では、東アジア向け需要及び国内需要が低調に推移したことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

建設機械市場では、北米需要が回復したことに加え、東日本大震災の復興需要が拡大したことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

海外市場では、韓国、台湾及び中国の成形機市場が低調だったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

油圧応用装置は、ダムゲート開閉油圧装置や油圧試験装置が堅調に推移しているものの、バルクキャリア船向けハッチカバー開閉装置や一般産業機械向け大型物件等が減少したことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は8,488百万円と前年同期比228百万円(2.6%)の減少、営業利益は695百万円と前年同期比39百万円(5.9%)の増加となりました。

[流体機器事業]

当事業の官需市場では、上水道の高度浄水処理設備用流量計の繰り上げ発注や農業用水向け機器が堅調に推移したことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

民需市場では、受注は前年同期並みであったものの、売上は前年同期を下回りました。

海外市場では、欧州、韓国向けレベル計が低調であったことから、受注、売上とも前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は1,093百万円と前年同期比115百万円(11.7%)の増加、営業損失は211百万円(前年同期250百万円の損失)となりました。

[防衛・通信機器事業]

防衛市場では、F-15主力戦闘機用自己防御能力向上機器及び補用品の増加やC-2新型輸送機用自己防御機器の量産開発が始まったことから、受注は前年同期を上回り、過年度に受注した護衛艦及び潜水艦搭載品の納入に加えSH-60K対潜哨戒ヘリコプター用逆探装置HLR-108C製品及び補用部品の数量増等が貢献し、売上は前年同期を上回りました。

海上交通機器市場では、VTS用新型Ku帯半導体レーダーの新規受注が貢献したことから、受注は前年同期を大きく上回りましたが、前年同期の大型案件がなかったことから、売上は前年同期を大きく下回りました。

センサー機器市場では、センサー関連機器で新たな地震計システムや、新商品の農業用トラクターガイダンス機器を受注したことから、受注は前年同期を上回りましたが、トンネル機器の不振に加えて地震計関連機器の売上が第4四半期以降に繰延べになったことから、売上は前年同期を下回りました。

通信機器市場は、移動体衛星通信アンテナスタビライザーや防振カメラの受注増により、受注は前年同期を大きく上回り、売上は前年同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は9,296百万円と前年同期比204百万円(2.2%)の増加、営業利益は112百万円と前年同期比272百万円(70.9%)の減少となりました。

[その他の事業]

検品機器は、主力であるグラビア印刷市場において国内外の設備投資が上向きとなったことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

防災機器は、消防庁の点検指導強化に基づく「ガス系消火設備の容器弁の安全性に係る点検」に関連する部品販売及び交換工事が引き続き好調に推移したことや立体駐車場関連案件が堅調であったことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

鉄道機器は、機器販売においてレール探傷車の新造案件が来期に延期されたことや、分岐器検査装置の更新需要が減少したことから、受注は前年同期を大きく下回り、売上は前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は2,356百万円と前年同期並みとなり、営業利益は396百万円と前年同期比123百万円(45.3%)の増加となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。株式会社の支配に関する基本方針については、次のとおりであります。

当社グループは、計測・認識・制御という働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針 創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

しかしながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきですから、このような判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することを目的として、当社は平成19年5月10日に開催された取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した「大規模買付ルール」（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を決議し、平成19年6月28日に開催の第76回定時株主総会に提出、承認されました。また、その後の買収防衛策を巡る種々の動向や企業買収に係る裁判例及び法令改正を踏まえ、平成22年4月28日の当社取締役会において、本ルールの継続を決議し、平成22年6月29日に開催の第79回定時株主総会に本ルールの継続を提案し、承認されました。

本ルールの概要

ア．本ルールの発動にかかる手続の設定

本ルールは、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社グループの中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどにいたる手続を定めています。

イ．取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。なお、特別委員会は以下の委員により構成されています。

<特別委員会委員>

中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）

高山 崇彦（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）

松崎 信（千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授、荏原実業株式会社監査役）

本ルールの合理性

ア．買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

イ．株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成19年度定時株主総会（平成19年6月28日開催）において本ルールの導入を決議後3年間とし、平成22年度の定時株主総会以降3年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

ウ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様にご開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

エ．合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ．第三者専門家の意見の取得

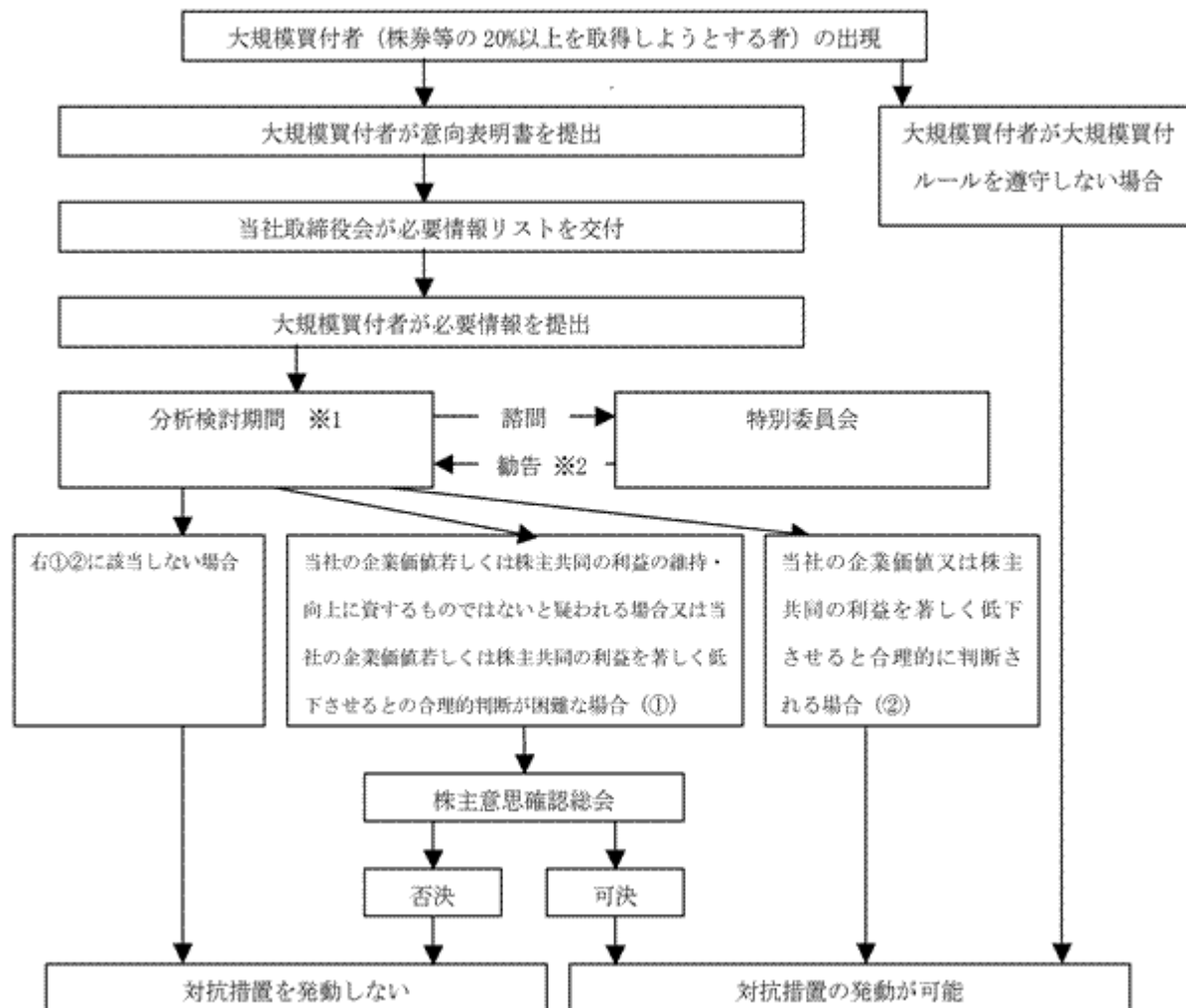
大規模買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、特別委員会が当社取締役会に提示する勧告の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

カ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールについては、いわゆるデッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではなく、当社取締役の任期についても、1年としております。

<大規模買付ルールについてのフローチャート>

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。



- 1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。
- 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,699百万円であります。
なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	85,382,196	85,382,196	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株
計	85,382,196	85,382,196		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		85,382,196		7,218		

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,457,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 83,594,000	83,594	-
単元未満株式	普通株式 331,196	-	-
発行済株式総数	85,382,196	-	-
総株主の議決権	-	83,594	-

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田 2丁目16番46号	1,457,000	-	1,457,000	1.71
計	-	1,457,000	-	1,457,000	1.71

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,718	7,834
受取手形及び売掛金	* 14,860	* 13,638
商品及び製品	1,088	1,298
仕掛品	5,831	7,110
原材料及び貯蔵品	4,892	5,102
その他	1,148	1,305
貸倒引当金	5	1
流動資産合計	36,532	36,286
固定資産		
有形固定資産	5,334	5,306
無形固定資産		
のれん	20	8
その他	242	206
無形固定資産合計	262	214
投資その他の資産		
その他	3,919	3,874
貸倒引当金	62	53
投資その他の資産合計	3,858	3,821
固定資産合計	9,453	9,342
資産合計	45,986	45,627
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,697	5,226
短期借入金	8,654	8,645
未払法人税等	278	189
賞与引当金	927	531
その他	2,140	2,160
流動負債合計	17,696	16,751
固定負債		
長期借入金	3,411	4,286
退職給付引当金	3,598	3,211
役員退職慰労引当金	289	320
資産除去債務	786	787
その他	209	147
固定負債合計	8,294	8,752
負債合計	25,989	25,503

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,218	7,218
資本剰余金	14	14
利益剰余金	12,590	12,807
自己株式	193	193
株主資本合計	19,628	19,845
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	280	227
為替換算調整勘定	169	170
その他の包括利益累計額合計	111	57
少数株主持分	258	222
純資産合計	19,997	20,124
負債純資産合計	45,986	45,627

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】
【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
売上高	28,138	28,043
売上原価	20,919	20,997
売上総利益	7,219	7,046
販売費及び一般管理費	6,472	6,452
営業利益	747	594
営業外収益		
受取利息	8	7
受取配当金	46	46
生命保険配当金	37	37
持分法による投資利益	35	30
為替差益	-	0
その他	130	99
営業外収益合計	256	220
営業外費用		
支払利息	97	85
為替差損	16	-
その他	23	17
営業外費用合計	136	102
経常利益	868	711
特別損失		
固定資産除売却損	14	16
投資有価証券売却損	-	1
投資有価証券評価損	3	5
特別損失合計	17	21
税金等調整前四半期純利益	850	690
法人税等	448	251
少数株主損益調整前四半期純利益	402	439
少数株主損失 ()	8	30
四半期純利益	410	469

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	402	439
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	153	53
為替換算調整勘定	9	0
持分法適用会社に対する持分相当額	1	1
その他の包括利益合計	163	53
四半期包括利益	239	386
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	247	416
少数株主に係る四半期包括利益	8	30

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間より、新たに設立したTOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO.,LTDを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	489百万円	412百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	762 百万円	571 百万円
のれんの償却額	12	12

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	256	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	252	3	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	6,993	8,716	979	9,093	25,781	2,355	28,137	2	28,138
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	71	53	1	38	163	926	1,088	1,088	-
計	7,064	8,769	980	9,130	25,944	3,281	29,225	1,087	28,138
セグメント利益 又はセグメント 損失()	33	656	250	384	757	273	1,029	282	747

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検品機器事業、鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業、不動産の管理業などが含まれております。

2. セグメント利益の調整額 282百万円には、セグメント間取引消去 81百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益 2百万円及び全社費用 202百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他の 事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	6,807	8,488	1,093	9,296	25,685	2,356	28,042	2	28,043
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	63	83	0	45	192	824	1,016	1,016	-
計	6,871	8,572	1,094	9,342	25,878	3,180	29,057	1,014	28,043
セグメント利益 又はセグメント 損失()	183	695	211	112	412	396	808	214	594

- (注) 1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検品機器事業、鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業、不動産の管理業などが含まれております。
2. セグメント利益の調整額 214百万円には、セグメント間取引消去 87百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益 2百万円及び全社費用 129百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。
3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	4円85銭	5円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	410	469
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	410	469
普通株式の期中平均株式数(千株)	84,505	83,926

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月6日

東京計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃崎 有治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京計器株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。